

債権回収の方法及び流れ

話し合い、交渉、それでもまとまらないときの対応

平成 22 年 7 月 7 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401
Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763
e-mail : jun_asai@ys-office.co.jp
URL : <http://asai-office.jp/>

売掛金の回収において最近多いのが、新しい顧客に対するトラブルです。初めのうちは支払日を守って支払ってくれますが、その後3ヶ月位後から支払が滞るということが多いようです。売掛がご自身にとって多額になる場合は、慎重に対応するのが大切です。そこで今回は、債権回収方法の簡単な概略をお伝えできればと思います。

1. 話し合い、交渉

話し合い、交渉は、費用も時間もかかりませんので、一番お勧めの方法です。まずは話し合いで合意できないか試みるようにしましょう。また、小額の場合や、自分にも不利な点などがある場合には交渉で決着させるようにし、交渉がうまく進むように妥協点も考えておくことが大切です。相手の事情も考慮して、分割にする、金利を減免、あるいは、免除等の提案をして交渉をまとめるようにしましょう。納得いかない部分もあるかもしれませんが、法的措置の費用、時間などを考えると、ある程度妥協するのも方法です。交渉がまとまれば、文書にして署名してもらいましょう。書面しておくことで後々のトラブル防止にも役立ちます。

妥協点が見出せず、交渉がまとまらない場合にも、手ぶらで帰るのではなく、少しでも入金してもらうようにしましょう。相手が、債務を支払ったことにより、消滅時効を中断することができるためです。

2. 話し合い、交渉も当事者だけでは難しい場合

話し合い、交渉でも当事者だけでは難しいという場合は、**簡易裁判所の調停**という制度があります。

当事者に、話し合いの余地があるのであれば検討すべき方法です。調停で合意できれば、調書になり、強制執行までできるというメリットがあります。また、調停で合意したということで、相手も任意に実行してくれる可能性が高くなります。

3. 交渉もうまくいかない。交渉の余地がない場合

内容証明郵便で請求します。

内容証明郵便での請求の結果、相手が話し合いを望んでくれば、相手と交渉、又は簡易裁判所で調停をします。

4. 内容証明でも、相手が支払わない場合

相手が、債務の存在を争っていないのであれば、**支払督促**がお勧めです。

相手が何もいってこないのであれば、**小額訴訟**、あるいは訴訟（本人訴訟）で対応します。

支払督促は、早い、簡単、裁判をしなくてよいというものです。裁判所（裁判所書記官）がする厳しい請求書みたいなもので、強制執行までできます。債権者からの申立てをうけて簡易裁判所が支払いの命令をだしてくれるものです。強制執行まで、早ければ2カ月かからずにできます。

支払督促は、債務の存在自体は相手も争っていないが、なんだかんだ言って支払わない債務者の財産や債権を早く差押するのには、非常に便利です。

また訴訟になっても、こちらが明らかに有利であれば、相手も異議を申し立てにくいでしょうから、そのような場合にもお勧めの方法です。

小額訴訟は、早い、簡単、安いということが特徴です。小額訴訟は、たった1日の、かつ1回の裁判で判決ができるというものです。手続きも簡単で自分で行うことができます。

最後に

小額訴訟は60万円以下の金銭の支払いに利用できます。裁判といっても、テーブルを囲んで行うことが多いので、精神的にも楽だと思います。訴訟はその日だけです。準備は万全にしておく必要があります。証拠がない場合は、内容証明で作るようにしましょう。

以上